

2021年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

【介護報酬】

項目	現行	改定案
【居宅療養管理指導費】		
医師が行う場合		
(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)		
① 単一建物居住者1人に対して行う場合	509 単位	<u>514 単位</u>
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	485 単位	<u>486 単位</u>
③ ①及び②以外の場合	444 単位	<u>445 単位</u>
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)		
① 単一建物居住者1人に対して行う場合	295 単位	<u>298 単位</u>
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	285 単位	<u>286 単位</u>
③ ①及び②以外の場合	261 単位	<u>259 単位</u>
薬剤師が行う場合		
(2) 薬局の薬剤師が行う場合		
① 単一建物居住者1人に対して行う場合	509 単位	<u>517 単位</u>
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	377 単位	<u>378 単位</u>
③ ①及び②以外の場合	345 単位	<u>341 単位</u>

新設

居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合）

情報通信機器を用いた場合 45単位/回 ※月1回まで算定可能

〔算定要件〕

- ・対象利用者：在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者
居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者
- ・薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- ・訪問診療を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を行うこと

